

27 国際連盟脱退に関する詔書の趣旨貫徹方訓令及び同詔書の読み方通牒
〔昭和八年三月〕

發文二一九号	裁	3月29日	文書課長	(安積)	送発	3月29日	起案者
	定決						

昭和八年三月廿八日起案 庶務掛長 (阿部)

文書課長 (山川)

大臣 花押 (尾山)

次官 (栗屋)

調査部長 (森岡)

(注記1)

案ノ一

文部省訓令第三号

北海道庁長官府県知事

直轄学校長

公私立大学高等学校及専門学校校長

(注記2)

今般帝国ガ国際聯盟ヲ離脱シタルニ際シ畏クモ 詔書ヲ渙発セラレテ帝国ノ執ルベキ方針ヲ昭示セラレ且時局ニ処スベキ国民ノ心得ヲ垂教シタマヘリ 聖旨宏遠洵ニ恐懼感激ニ禁ヘズ 惟フニ方今内外ノ情勢ハ極メテ重大ニシテ若シ一步ヲ誤ラバ不測ノ禍ヲ生ゼムトスル虞ナキ能ハズ此ノ際ニ処シテ皇威ヲ宣揚シ帝国ノ隆昌ヲ期セムトスルニハ国民一同志ヲ厲シテ 聖旨ヲ

(下札)

遵奉シ実践躬行寸時モ懈ルベカラザルハ論ヲ俟タズト雖モ教育教化ノ關係者ハ特ニ率先躬ヲ以テ範ヲ示シ或ハ学生生徒ヲ誘掖シ或ハ一般民衆ヲ鼓舞シ国民精神ヲ振作シテ時艱ノ匡救ニ邁進スルノ覚悟ヲ喚起スルト共ニ堅忍持久克己自制艱難ヲ厭ハズ勞苦ニ耐ヘ勤儉力行以テ各其ノ業務ニ勉勵セシムベシ殊ニ思想ノ趨向ニ就キテハ最モ深ク意ヲ致シ固陋ヲ排シ矯激ヲ斥ケ「嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ」ト宣ハセラレタル 聖訓ノ御趣旨ヲ国民ニ徹底セシムルコトニ努ムベシ又帝國ノ世界ニ於ケル位置ニ顧ミ大国民タルノ襟度ヲ持シテ輕率ナル行動ヲ慎マシムコトヲ要ス

地方長官ハ前述ノ趣旨ヲ体シ管内ノ学校当事者並社会教育団体、宗教団体等ヲ策勵シテ熱誠事ニ当ラシメ高等教育ノ諸学校長モ亦右ノ趣旨ニ則リテ奮勵努力シ一致協力シテ現下ノ難關ヲ打開シ進ミテ國運ノ進展ニ貢獻シ以テ 詔書ノ御趣旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期セシメラルベシ

八年三月三十日

文部大臣

案ノ二

文部省訓令第四号

(注記3)

神仏各教宗派管長

今回 詔書渙發セラレタルニツキ本日文部省訓令第三号ヲ以テ聖旨ヲ奉体シテ此ノ重大ナル時局ニ処スベキ方途ヲ諭示スル所アリ教宗派管長ハ宜シク部屬教師ヲ督勵シ教徒檀信徒ヲ教導シ

以テ奉公ノ至誠ヲ効サシメムコトヲ期スベシ

八年三月三十日

文部大臣

今般帝國ガ國際聯盟ヲ離脱シタルニ際シ畏クモ(抹消)天皇陛下(天)

詔書ヲ渙發セラレテ帝國ノ執ルベキ方針ヲ昭示セラレ且時局ニ処スベキ国民ノ心得ヲ垂教シタマヘリ 聖旨(優渥)「(加筆)宏遠」洵ニ恐懼感激ニ禁ヘズ

惟フニ方今内外ノ情勢ハ極メテ重大ニシテ若シ一歩ヲ誤ラバ不測ノ禍ヲ生ゼムトスル虞ナキ能ハズ此ノ際ニ処シテ皇威ヲ宣揚シ帝國ノ隆昌ヲ期セムトスルニハ国民一同志ヲ厲シテ 聖旨ヲ遵奉シ実践躬行寸時モ懈ルベカラザルハ論ヲ俟タズト雖モ教育教化ノ關係者ハ特ニ率先(抹消)シテ 聖旨ノ貫徹ニ尽スノ要アリ即チ躬ヲ以テ範ヲ示シ或ハ学生生徒ヲ誘掖シ或ハ(抹消)成人青少年(加筆)「(加筆)民衆」ヲ鼓舞シ国民精神ヲ振作シテ時艱ノ匡救ニ邁進スルノ覚悟ヲ喚起スルト共ニ堅忍持久克己自制艱難ヲ厭ハズ勞苦ニ耐ヘ勤儉力行以テ各其ノ業務ニ勉勵セシムベシ殊ニ思想ノ趨向ニ就キテハ最モ深ク意ヲ致シ固陋ヲ排シ矯激ヲ斥ケ「(抹消)」嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ(抹消)「(抹消)」ト宣ハセラレタル 聖訓ノ御趣旨ヲ国民ニ徹底セシムルコトニ努ムベシ 又帝國ノ世界ニ於ケル位置ニ顧ミ大国民タルノ襟度ヲ持シテ輕率ナル行動ヲ慎マシムコトヲ要ス

地方長官ハ前述ノ趣旨ヲ体シ管内ノ学校当事者並社会教育団体、宗教団体等ヲ策勵シテ熱誠事ニ当ラシメ高等教育ノ諸学校

長モ亦右ノ趣旨ニ則リテ奮励努力シ一致協力シテ現下ノ難関ヲ
打開シ進ミテ国運ノ進展ニ貢献シ以テ○詔書ノ御趣旨ニ副ヒ奉
ラムコトヲ期セシメラルベシ
(加筆) (年月日)

(加筆) 大臣次官 課長

(加筆) 文部大臣

文部省訓令第 号

神仏各教宗派管長

今回 詔書(換)(採道)(加筆) 発セラレタルニツキ本日文部省訓令第 号
ヲ以テ 聖旨ヲ奉体シテ此ノ重大ナル時局ニ処スヘキ方途
(採道)(要項)ヲ諭示スル所アリ教宗派管長ハ宜シク部属教師ヲ督励
シ教徒檀信徒ヲ教導シ以テ奉公ノ至極ヲ効サシメンコトヲ期ス
ヘシ
年月日
文部大臣

内閣閣甲第二五号

昭和八年四月十七日

内閣書記官長 堀切善次郎 印

文部次官 粟屋謙殿

通牒

国際聯盟脱退ニ関スル詔書ノ読ミ方別紙ノ通相定メ候

詔書
朕惟フニ曩ニ世界ノ平和ヲ克復シテ国際聯盟ノ成立スルヤ皇考
之ヲ憚ヒテ帝国ノ参加ヲ命ジタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ
懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿州国ノ新興ニ当リ帝国ハ其ノ独立ヲ尊重シ健全ナル發
達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリ
ト為ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕
乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシ
ムルニ至レリ
然リト雖 國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ是ヲ以
テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ
分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト 雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ
誼ヲ疎カニスルモノニアラス 愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇
内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際会シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是
レ正ニ挙國振張ノ秋ナリ 爾臣民克ク朕カ意ヲ体シ文武互ニ
其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬励シ嚮フ所正ヲ履
ミ行フ所 中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ処シ進ミテ皇
祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ
御名御璽
昭和八年三月二十七日

三月二十七日御下賜アラセラレ候詔書中「稀有ノ世變」ト申ス

(注記5) 字句有之「稀有」ノ読ミ方ニ付「ケウ」「キイウ」ノ両様中何レニ読ムベキカ疑義ヲ生ジ目下教育上差支候間至急御指示相成度其段及御照会候也

昭和八年四月十三日

福島県立安積中学校長 千秋穂三郎 印

文部省文書課御中

官文六九号		(注記6)
定	決裁	
5月4日	文書課長	
印	(宮下)	
送発	5月5日	
起案者	印	(佐藤)

昭和八年四月十八日起案

庶務掛長 不在

文書課長 印 (山川)

次官 印 (栗屋)

専門学務局長 印 (赤間)

普通学務局長 花押 (武部)

実業学務局長 花押 (菊池)

図書局長 印 (芝田)

宗教局長 印 (下村)

調査部長 印 (森岡)

秘書課長 印 (菊澤)

花押 (赤間)

花押 (武部)

花押 (菊池)

印 (下村)

印 (森岡)

印 (菊澤)

印 (小笠原)

印 (石丸)

印 (中島)

印 (谷原)

印 (橋本)

印 (安達)

印 (高田)

印 (船越)

印 (吉田)

印 (香山)

印 (佐藤)

印 (田中)

印 (高橋)

印 (高橋)

印 (高橋)

印 (高橋)

印 (高橋)

印 (高橋)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

印 (佐藤)

(注記9)

(注記8)

案ノ一
年月日

次官

今回内閣書記官長ヨリ別紙ノ通り通牒有之タルニ付右移牒ス注意。別紙全文写添付ノコト

各地方長官
直轄学校長
公私立大学高等学校及専門学校長
神仏各教宗派管長
宛

案ノ二

年月日

福島県立安積中学校長宛

課

四月十三日付国際聯盟脱退ニ際シ(抹消)(加筆)発セラレタル(抹消)(加筆)詔書中読方疑義ニ関シ御照会ノ処右ニ関シテハ貴県(抹消)(佐藤)ヨリ何分ノ沙汰有之筈ニ付御了知相成度

官文六九ノ二号	
定	決裁
5月13日	文書課長
印	(宮下)
送発	5月13日
起案者	印
	(佐藤)

昭和八年五月十二日起案

文書課長 印 (山川)

詔書ノ読ミ方訂正ノ分送付ノ件

案

文書課長

各地方長官其他

〔抹消〕〔加筆〕
〔四〕〔本〕月〔十八〕〔五〕日官文六九号ヲ以テ送付ノ別紙中ニ誤謬
アリタルニヨリ更ニ訂正送付ス先キノ分ハ速ニ〔抹消〕〔加筆〕
〔適宜御
処理〕相成度此段通牒ス

二九ノ結了年月日 昭、八 五三二九ノ保存年限 ムキノ枚数
15

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕 文部
省 3A, 30-5, 1045

〔注記1〕

〔四〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記2〕

〔三月廿九日ノ發送済〕

〔注記3〕

〔三月廿九日ノ發送済〕

〔注記4〕

〔文部省ノ昭和8・4・18ノ官文69号〕

〔注記5〕

〔草〕

〔注記6〕

〔例規類纂材料〕〔済〕〔安積〕

〔注記7〕

〔268〕

〔注記8〕

〔回付月日ノ四月十九日調査部ノ四月二十日宗教局ノ四月廿一日函
書局ノ四月廿二日実業局ノ四月二十八日普通局ノ五月二日專学
局〕

〔下札〕

〔中山〕
〔印〕種別 い一ノ聯繫ノ登録追加ノ件名 訓名令第三号 国際
聯盟脱退ニ関スル詔書ノ趣旨貫徹方 昭八、三、二九 内閣通牒
各地方庁等へ移牒 同詔書ノ読ミ方 昭八、五、五ノ番号 發文